

参 考 資 料

22 年度に実施する特色ある事業

本編では、実施計画事業、重点化対象事業など、22 年度に区で実施を予定している事業について、ごく簡単に紹介をしました。

ここでは、その中で 22 年度に実施する特色ある事業として「中央町児童館の運営」、「不用園芸土の回収と再生」を取り上げ、より詳しく説明します。

中央町児童館の運営

1 施設の概要

旧区立第六中学校の跡地、障害福祉施設と合築による「スマイルプラザ中央町」2 階に、中央町児童館（学童保育クラブ併設）を開設します。児童館は 12 年ぶりの新設で、区では初の民営児童館となります。

2 中央町児童館の特徴

中高生の利用しやすい児童館

今までの児童館は、乳幼児や小学生が主な利用者です。中央町児童館では、乳幼児から中高生まで、ずっと利用できる児童館となることを目指しています。この目標を達成するため、中学生や高校生にとって、「利用しやすく、気軽に仲間と集まって過ごせる」場とするため、今までの区立児童館にない設備・機能を導入し、利用してみたくなるような空間を提供していきます。

- ・放課後にも利用しやすくするため、開館時間を午後 8 時まで延長します。
- ・活動内容も中高生向けのプログラムを用意しています。
- ・交流ロビーには、キッチン、スナック自動販売機、図書コーナーなどがあり、友達とゆっくり飲食しながら話ができます。
- ・音楽スタジオでは、バンド練習、楽器練習ができるだけでなく、録音機器でオリジナル CD を作ったりできます。もちろん機器操作や楽器の講習会も予定しています。
- ・体を動かしたいときは、プレイルーム（多目的室）で卓球をしたり大型鏡を使ってダンス練習をしたり、屋外のポールコートでバスケットボールをしたり、ドッジボールをしたりできます。
- ・多目的室の照明・映像・音響設備で、ミニ発表会やミニコンサートができます。
- ・ネイルアートやアクセサリ作りもクラフトルームなどで体験できます。



すべての子どもと子育て家庭の支援拠点としての児童館

児童館では、乳幼児クラブなどのクラブ活動や施設利用による子育て家庭の交流・相談活動等、さまざまな活動を通じて、乳幼児とその保護者から小学生・中高生まで、幅広い年齢層の子どもたちの利用に対応し、その心身の成長を援助します。中央町児童館では、地域の子どもたちや子育て家庭のニーズを把握しながら、地域との連携を図っていくことを重点とし、小・中学校や高校とPTA、住区住民会議や町会・自治会、商店街、青少年関係団体などさまざまな団体や区民と協力し合いながら運営していきます。また、地域行事等に児童館として協力していきます。

併設する学童保育クラブは、学童保育需要に応じ、鷹番地域の二つ目の学童保育クラブとして開設します。



3 児童館のPRと中高生の認知度向上

中央町児童館の開館に合わせ、児童館のPRや中高生の居場所としての認知度向上を目指した取り組みとして、以下のイベントを実施しました。

開館記念祭

4月18日(日)に、近隣の児童館・子どもたちと協力して中央町児童館の開館を祝うイベントを開催しました。小学生から中高生までの子どもたちが、運営やステージなどで活躍しました。

ティーンズフェスタ・イン・めぐろ2010

「地域特性を生かした目黒らしさのある取り組み」の一環として、中高生たちの居場所確保などの取り組みを充実させていくために、5月9日(日)に「ティーンズフェスタ・イン・めぐろ2010」を、中央町児童館を会場にして開催しました。区内の中学校・高校や児童館を利用している中高生たちがスタッフとなって、区内全児童館の支援を得て、普段自分たちの活動していることを発表したり、つながりを広げたりしながら、イベントの準備から運営までを担いました。

不用園芸土の回収と再生

1 現状

家庭で不用となった園芸土は、廃棄物処理法上は原則として廃棄物に該当しないため、清掃事務所では収集していません。このため、ごみに混ぜて排出したり公園の植込みへ投棄したり、不適正な処理が目立っています。

2 目的

家庭で不用となった園芸土を回収し、区立公園の剪定枝葉から作った堆肥を加えて園芸土として再生し、区民に還元する仕組みをつくることで、ごみの適正処理とごみの減量を推進し、まちの緑化の一助とします。

3 概要

春の植替え時期（5月16日）に、区内の公園など4か所を会場にして、不用園芸土の回収と再生利用を実施します。

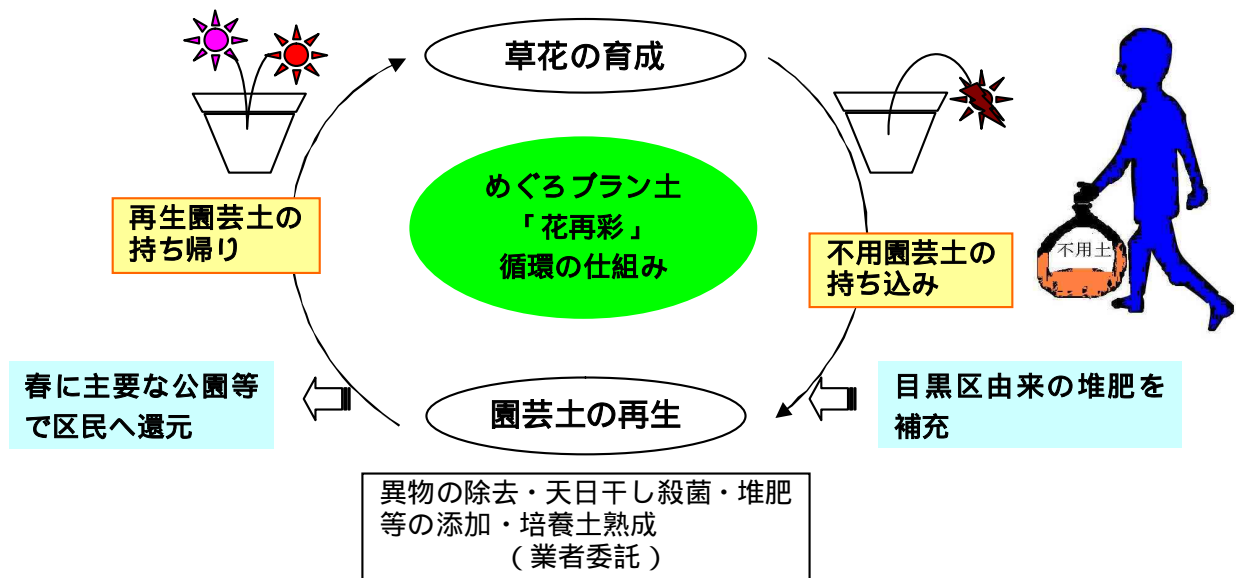
区民が不用となった園芸土を各会場まで持ち込み、交換に、昨年回収した不用園芸土から再生した園芸土を持ち帰ることで、区内で循環する仕組みを構築します。

区民が持ち込んだ不用園芸土は、混入している異物や枯れた根を除去したあと、天日干しで滅菌し、区立公園の剪定枝葉から作った堆肥を追加して園芸土に再生します（この作業は造園業者に委託します。）。この再生園芸土は次回の回収・交換時に利用します。

4 予算額

不用園芸土の回収と再生処理に係る業務委託（回収と交換、選別、残渣（ざんさ）処分、保管、天日干しによる殺虫殺菌、堆肥の追加による再生） 1式 458千円

【イメージ】



【不用園芸土の回収風景】



【園芸土の再生作業】



行財政改革の推進

1 行財政改革の取り組み

区政を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。少子高齢化の進展、安全安心の確保、暮らしのセーフティネットの充実など、重要で緊急な行政課題が山積しています。さまざまな課題に的確に対応していくためには、時代の変化を見据えながら、これまでの行財政運営の在り方を不断に見直し、継続的・安定的な行財政運営を進めていくことが不可欠です。

そこで、行財政改革に取り組み、効果的・効率的で質の高い区民サービスを提供し、区民満足度を高めていけるよう、一層の改革に取り組んでいます。

(表1) これまでの目黒区における行財政改革の経緯

年 月	概 要
平成 8 年 10 月	・「目黒区行財政改革委員会」設置
平成 9 年 11 月	・委員会において、区の実行財政運営全般に関して1年2か月にわたり検討し、「分権時代の行財政改革」(提言)をまとめた。
平成 10 年 3 月	・「目黒区行財政改革大綱」策定
平成 12 年 4 月	・大規模な組織改正を実施
平成 14 年 2 月	・第2次行財政改革大綱(14~17年度)策定 年次別推進プラン(14~17年度)策定
平成 16 年 3 月	・第2次行財政改革大綱(16~20年度)改訂 年次別推進プラン(16~20年度)改定
平成 19 年 3 月	・第2次行財政改革大綱(19~20年度)改訂 年次別推進プラン(19~20年度)改訂
平成 21 年 3 月	・「目黒区行革計画(21~23年度)」策定
平成 21 年 4 月	・「目黒区行革白書(16~20年度)第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン・職員定数適正化計画の実施結果報告」策定
平成 22 年 3 月	・「目黒区行革計画(行動計画)(22~23年度)」改定

(表2) 平成16年度~20年度の行財政改革の取り組みの成果(「目黒区行革白書」から)

<p><財源確保></p> <p>目標 約191億円</p> <p>↓</p> <p>約197億円確保</p>	<p><職員数削減></p> <p>20年4月時点</p> <p>目標 265人(総数の10%程度)</p> <p>↓</p> <p>282人削減(243人増、525人減)</p>
<p><行革の取り組みにより各種事業の財源が確保できました></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒中央中学校の開設 ・ 碑小学校の改築 ・ 公園・道路・自転車駐輪場・自転車集積所の整備 ・ 区役所窓口や児童館・体育館・図書館等の開設時間の拡大など利便性の向上 等 	

(表4) 目黒区の職種別職員数の推移

職種	11年度		12年度		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	11～21 増減	増減率 %
	11年度	12年度	清掃 以外	清掃											
事務系	1,191	1,176	12	1,188	1,168	1,153	1,143	1,118	1,094	1,087	1,080	1,077	1,061	130	10.9
福祉系	608	611	0	611	619	622	622	620	625	625	613	609	607	1	0.2
一般技術系	211	210	0	210	207	207	199	197	191	181	183	181	182	29	13.7
医療技術系	112	113	0	113	114	114	117	120	122	119	118	119	114	2	1.8
技能系	529	501	155	658	623	584	538	494	453	411	380	348	319	210	39.7
一般業務	8	8	0	8	8	6	6	6	5	4	3	2	1	7	87.5
一般事務(業務)										11	14	5	3	3	
幼稚園教員	18	18	0	18	18	18	19	18	18	18	19	18	18	0	0.0
指導主事		1	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	4	4	
合計	2,677	2,638	167	2,807	2,758	2,705	2,645	2,574	2,510	2,458	2,413	2,363	2,309	368	13.7

各年度4月1日現在の定員管理調査値
平成12年度の職員増は東京都からの清掃事業移管による

2 目黒区行革計画（平成21年度～23年度）

(1) 目黒区行革計画の性格と構成

平成21年度から23年度を計画期間とした行財政改革の計画を21年3月に策定しました。

この計画は、行財政改革の基本的方針である行革推進方針と改革の具体策である行動計画で構成しています。これに基づき、今後、区政全般にわたり施策・施設のあり方や執行方法を不断に見直して、人的資源、財源を効果的に配分するとともに、行政サービスの向上や経費の縮減などを実現していきます。22年3月に行動計画の改定を行いました。

(2) 行革推進方針

・行財政改革の目的

社会状況の変化を鋭敏に捉え、新たな課題や区民ニーズへの対応を含め、施策の優先性・重要性に配慮した上で、限られた人材・財源等の行財政資源を最も効果的・効率的に配分していきます。また、行財政運営全体の改革を不断に進め、質の高い区民サービスを提供して、区民満足度の向上を目指します。

同時に、この行革計画は、平成22年度を初年度として改定する予定の目黒区基本計画・実施計画を円滑に推進する役割を担うものです。

・行財政改革の基本的方向

効果的・効率的に区民サービスを提供するとともに、区民と行政との協働を進めます
職員と組織が持てる力を常に発揮でき、不断に改革に取り組む組織風土をつくります
社会経済情勢の変化と新たな財政負担に対応できる財政基盤を確立します

・ 3年間の成果指標

職員数

人件費を抑制し、活力ある組織・体制を維持しつつ年齢構成にも配慮した、できる限り均衡のとれた職員構成を目指します。また、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間の取り組みで、平成 30 年度当初の常勤職員数を 1,900 人（再任用職員の常勤振り替えを含めた定数では 2,100 人）以下とし、職員 1 人当たりの区民数は 135 人、歳出総額に占める人件費の割合は 20% 以下の水準を目指します。

23 年度までの 3 年間では、140 人の職員数削減を目標とします。

財政指標

平成 20 年 9 月以降の急激な景気後退に伴い、今後、区税や特別区交付金の大きな落ち込みが予想されます。このような状況下であっても、緊急経済対策やセーフティネットの充実など、区民ニーズへの的確な対応が期待されています。そのためには、区としての財政面での基礎体力を高めていくことが不可欠であり、常に区の財政状況を改善し、安定した財政基盤を確立していく努力が必要です。

< 経常収支比率 >（注 1）

20 年度決算における経常収支比率は 81.2 % であり、適正範囲とされる 70 ~ 80 % を超えています。

今後、区税や特別区交付金など経常一般財源の減少が見込まれていますが、適正水準をできる限り維持できるよう、人件費や既定一般事務事業費など経常的経費の抑制に努めていきます。

< 公債費比率 >（注 2）

適正水準である 10% の範囲内を目指し、特別区債の新たな発行については、その必要性を十分精査し、計画的な抑制に努めます。

< 積立基金 >（注 3）

積立基金残高が、他区に比べて依然として低水準で推移していることを踏まえ、財政調整基金や施設整備基金については、今後の財政状況等の推移を見極めながら、将来の財政需要に備え、可能な限り積立を行い、財政の健全化に努めていきます。

（注 1）人件費・扶助費・公債費などの経常経費に、区税や交付金等の経常一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、この比率が高いほど、財政構造が硬直化しています。平成 20 年度の目黒区は 81.2 % でした。

（注 2）自治体が借り入れた地方債の元利償還の費用に充てられる一般財源の額の割合です。20 年度の目黒区の比率は 11.7 % でした。

（注 3）年度間の財源の不均衡を調整するものが財政調整基金です。目黒区の積立基金は合計額・区民一人あたりの金額のいずれも他の区と比較して極めて低い水準にあります。

(3) 行動計画

行 動 計 画 (抜 粋)	
第1 効果的・効率的に区民サービスを提供するとともに、区民との協働を進めます。	第2 職員と組織が持てる力を常に発揮でき、不断に改革に取り組む組織風土をつくります。
区施設への指定管理者制度導入	行政評価の実施
中目黒駅前保育園での新たな保育サービスの拡充	多様な入札・契約方法の活用
第二ひもんや保育園への導入準備	シンクタンク機能の充実
社会教育館への導入検討	職員住宅の見直し
公益法人等への支援のあり方を見直し	特殊勤務手当の見直し
児童館業務の民営化(旧第六中学校跡地での新設館)	行革の成果と生み出された財源の使い道の明確化 ほか
保育園調理業務の委託化(2園)	第3 社会経済情勢の変化と新たな財政負担に対応できる財政基盤を確立します。
用務業務への非常勤職員活用(老人いこいの家・保育園・学校)	区施設等の使用料の改定
認可保育所と認証保育所等の保育料の格差是正(低所得世帯等への保育料補助)	保育園の保育料改定の検討
学童保育クラブ利用児童受け入れ枠の拡大	特別区民税納付の利便性の向上
芸術文化・スポーツ行政の区長部局への移行	特別区民税・国民健康保険料・介護保険料等の収納強化
公園等整備・管理における住民参加の継続・拡充	印刷物への有料広告による収入の確保
古紙回収における集団回収方式への一元化	直営保養所のあり方を見直し
庁用車の使用抑制と、環境負荷の少ないハイブリッド車等への切り替え ほか	中町二丁目公共駐車場の廃止
	フィルムコミッション(撮影支援事業)の構築 ほか

行動計画は、全部で 117 項目あります。人員削減分を含めて 3 年間の財源確保額は、約 22 億円の見込みです。行動計画は毎年改定することとし、その中で更なる取り組みも進めていきます。

3 区民への公表

行財政改革の実施状況は、めぐろ区報やホームページを利用して公表しています。

類似団体との財政状況比較

市町村財政比較分析表（平成 20 年度決算）

目黒区の財政状況につきましては、条例に基づいて毎年 2 回「めぐろ区報」に掲載し、また、ホームページでも「決算状況一覧表」として区民のみなさまに公表しているところです。

ここでは、財政状況をより分かりやすく、より積極的に開示する全国的な取組として、人口や産業構造が類似する区市町村を分類した「類似団体」(1)の中で比較可能な財政指標を用いて財政状況の比較分析を行います。

1 類似団体

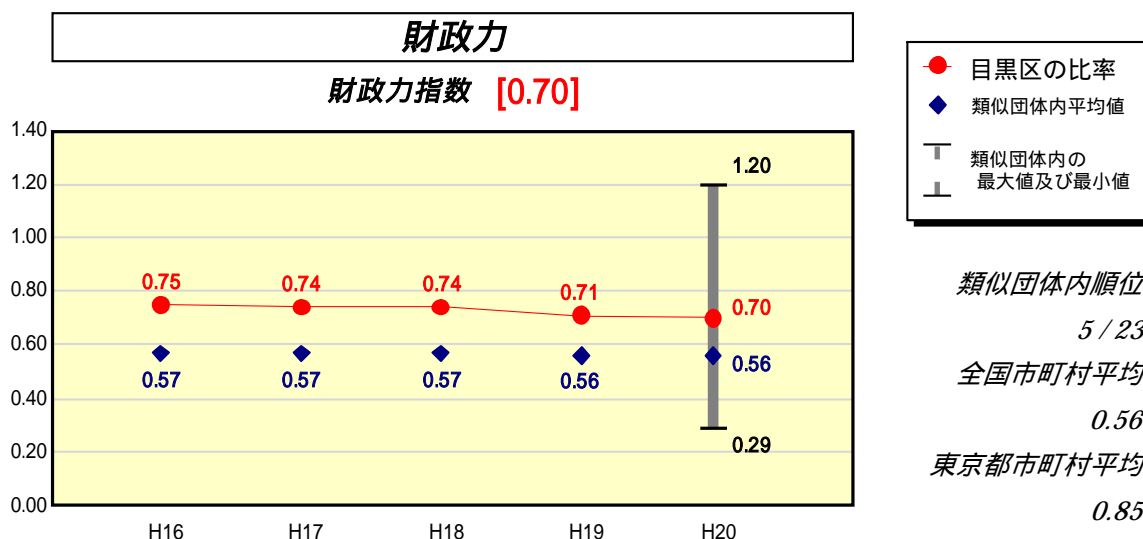
人口及び産業構造等により全国の区市町村を 35 の類型（平成 20 年度決算の場合）に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体をいいます。目黒区は「特別区」に属します。

< 目黒区の財政状況の比較分析 >

1 はじめに

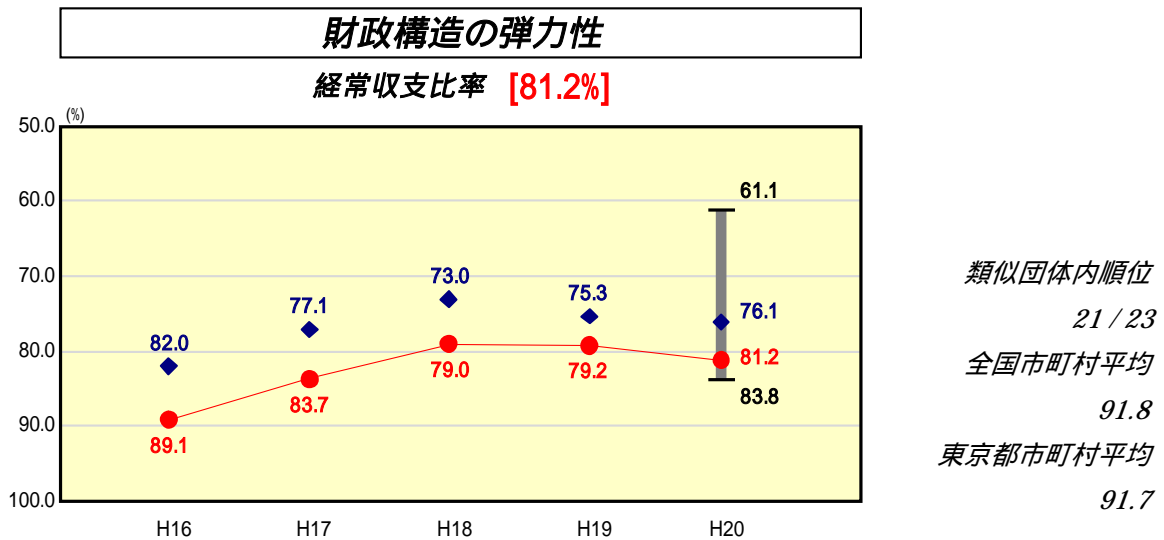
目黒区では、平成 9 年度から 15 年度にかけて大規模な公園用地を 4 か所取得しました。これに伴う起債により公債費が大幅に増え、各比較数値にも影響を及ぼしています。しかし、この公園用地分の償還費については都区財政調整制度による財源措置があり、実質的には区の財政負担は無いものとなっています。

2 財政力



財政力指数とは、地方交付税（特別区の場合は特別区財政調整交付金）算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので表される指数の過去 3 年間の平均数値です。一般的に当該地方公共団体の財政力を判断する理論上の指標とされ、指数が大きいくほど財源に余裕があるとされるものです。目黒区の値は 0.70 で、類似団体（特別区 23 区）中 5 位です。

3 財政構造の弾力性



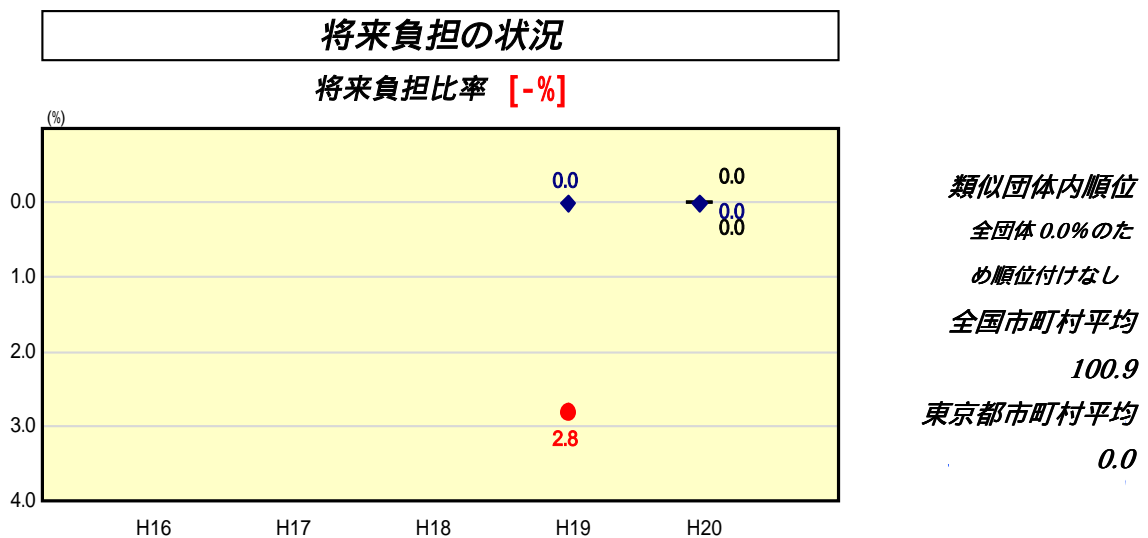
経常収支比率（ 2 ）は、類似団体平均を 5 . 1 ポイント上回る数値となっていて、類似団体中 2 1 位です。経費別では、扶助費は平均を下回っていますが、公債費や人件費などが高い率となっています。適正水準とされる 7 0 ~ 8 0 % を目指し、事務事業や執行方法の見直しなどにより、財政の弾力性を確保できるよう取り組んでいきます。

2 経常収支比率

特別区税など経常的に収入される一般財源のうち、どれだけが経常的経費（毎年度継続的かつ恒常的に支出される経費）に充当されているかを示すもので、当該地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標です。

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債等}}$$

4 将来負担の状況



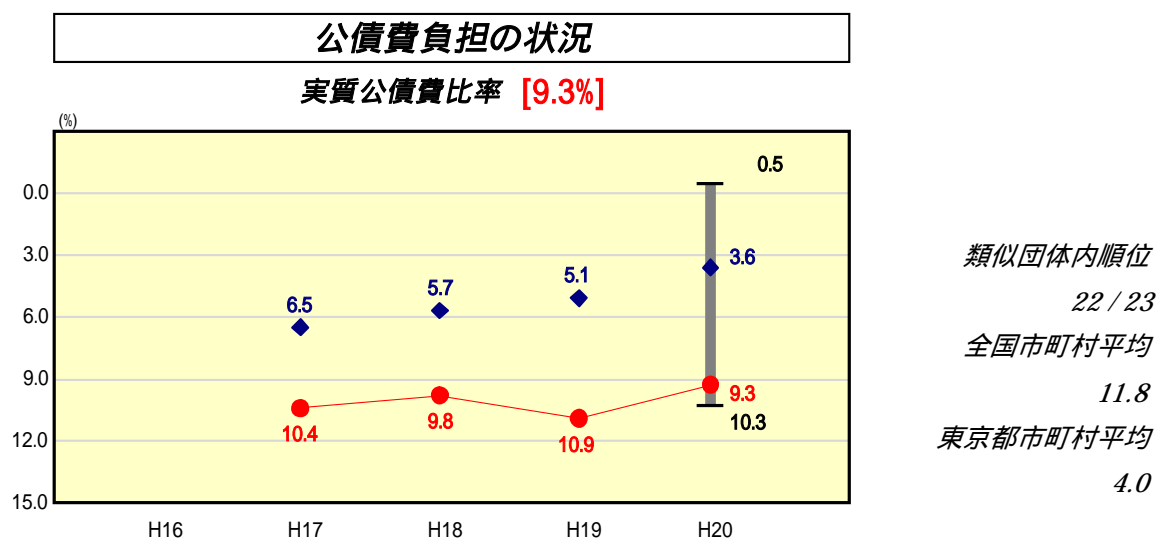
平成9年度から15年度にかけて大規模な公園用地を4カ所取得したことに伴う起債により、公債費の水準が高くなっています。この影響により19年度の将来負担比率(3)は2.8%でしたが、地方債の償還が進んだことや充当可能基金積立額の増などによって、20年度は-22.8%と大幅な改善となり、表示上は「- %」となりました。

今後は、地方債の発行の必要性を十分精査し、抑制に努めることで、数値の維持を図っていきます。

3 将来負担比率

地方債現在高、区が支払い負担を約束している経費、職員の退職手当の負担見込額などの将来的に区が支払うべき負担見込額からこれらに充てることのできる基金等の額を差し引いた実質的な負担額が、区の標準的な財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標です。

5 公債費負担の状況

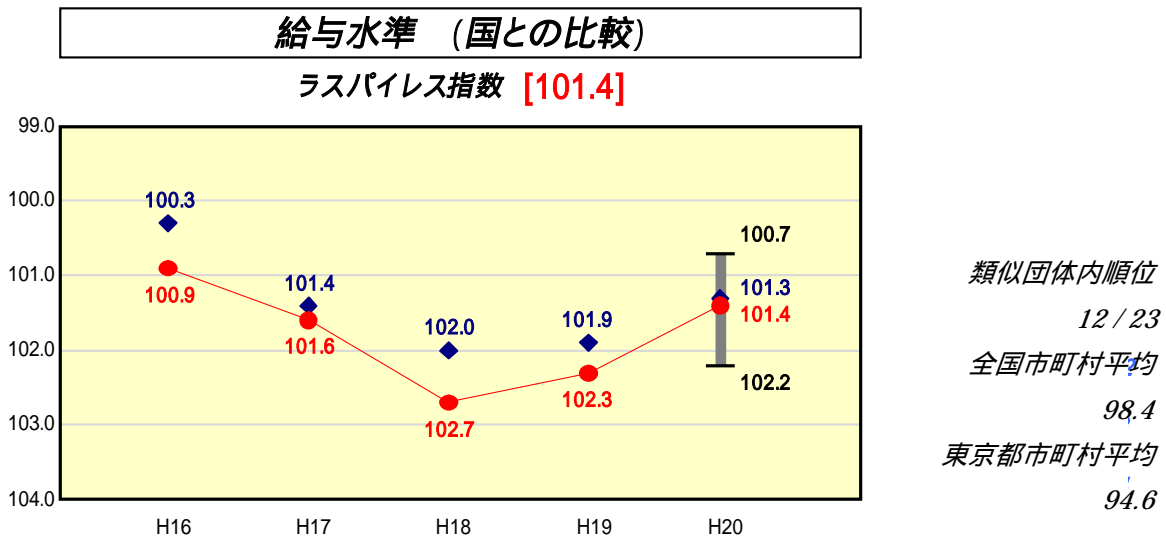


実質公債費比率(4)は9.3%で、類似団体の中でも特に高い数値となっています。地方債現在高の4割程度は特別区交付金などの財源措置があるものの、各比較数値に影響を及ぼしています。実質公債費比率につきましても、適切な起債管理に努め、数値の改善を目指していきます。

4 実質公債費比率

公債費に加えて区が負担する一部事務組合等の公債費相当経費や公債費に相当する債務負担行為などを含めた実質的な公債費相当額が、区の標準的な財政規模に対して占める割合を過去3年度間平均した比率をいいます。この比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

6 給与水準の適正度（国との比較）

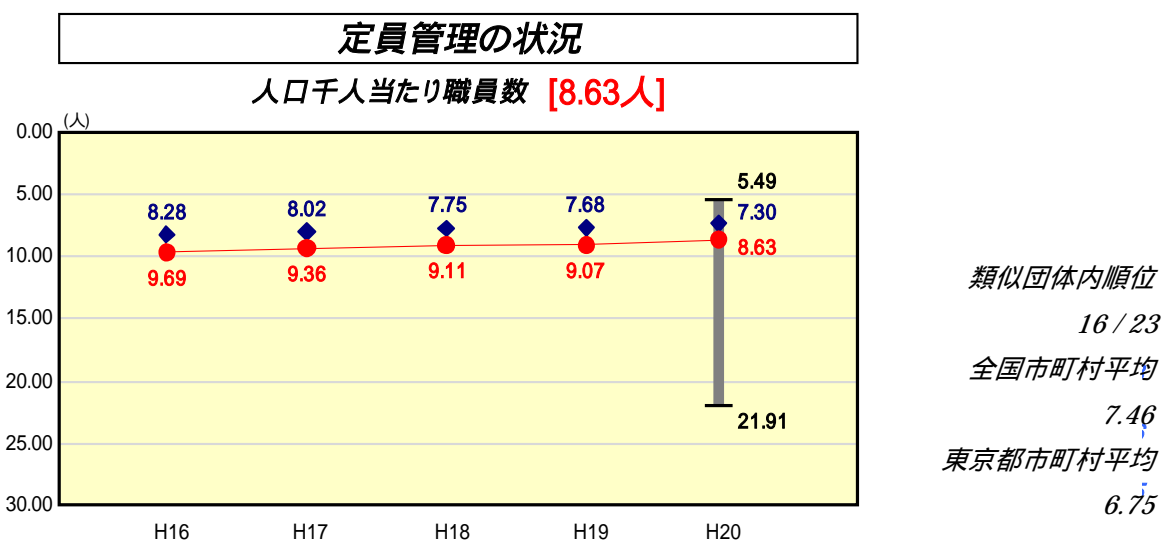


ラスパイレス指数（ 5 ）は、国を 1 . 4 ポイント上回っています。今後、年功的な給与上昇を抑制し、各種手当の総点検を行うなど、給与の適正化に努めるとともに、職務、職責及び業績に応じた適切な給与制度への転換により、指数の低下を図ります。

5 ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、行政職について学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を 1 0 0 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

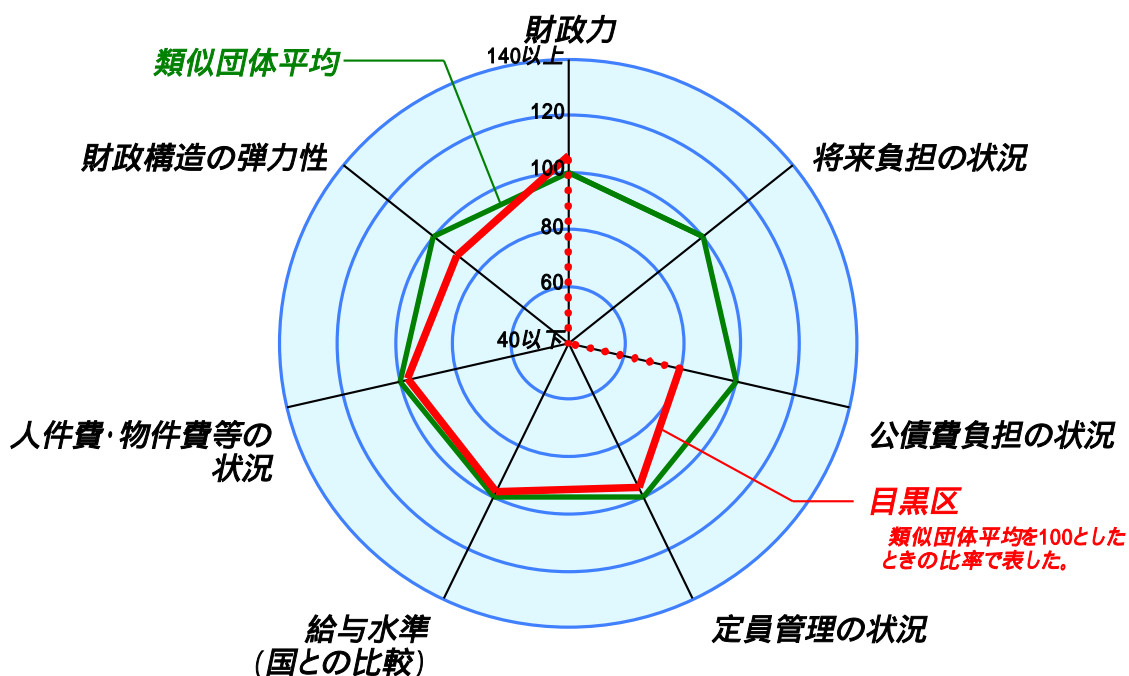
7 定員管理の適正度



人口千人あたり職員数は、8 . 6 3 人で、類似団体中 1 6 位となっています。職員数については、1 6 年度から 2 0 年度までの 5 年間で、総数の 1 0 % 程度である 2 6 5 人の削減を

目標とし、職員定数の適正化に取り組みました。その結果、必要な部署へ職員を配置しながら、目標の106.4%となる282人を純減しました。21年度から23年度の職員定数計画では、さらに140人の削減を目指しており、今後も人件費の抑制に努めていきます。

以上のような結果、類似団体平均を100とした場合、目黒区の財政状況をレーダーチャートで表すと、次のようになります。



目黒区は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率の部分破線で表示しています。

区 民 憲 章
《まちづくりのために》

わたくしたちは、この目黒区を、わたくしたちの力で明るく住みよい地域社会にするため、つぎのことを心にとめて、その実践につとめます。

- 1、人間性を尊重し、明るい豊かな人間のまちの実現に努力します。
- 1、広く暖かい心を養い、信頼と協力の人間関係を育てます。
- 1、地域のくらしをたいせつにし、緑と水と青い空をまもります。
- 1、伝統や文化遺産をたいせつにし、よいしきたりや新しい文化をきずきます。
- 1、子どもからおとしよりにいたるまで、お互いにたすけあい、この目黒区に、生きがいのある生活を実現します。

昭和52年10月1日制定

= 区民の皆さんに予算を理解していただくために =

平成22年度(2010年度)

区民のための予算ハンドブック

平成22年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部財政課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15

電話 03-5722-9137(直通)

Eメールアドレス zaisei01@city.meguro.tokyo.jp